

扶養控除等申告書の提出について(令和8年分)

勤務先へ提出する「[給与所得者の扶養控除等申告書](#)」又は「[従たる給与についての扶養控除等申告書](#)」に記載すべき事項が、前年にその勤務先へ提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動がない場合は、その記載すべき事項の記載に代えて、異動がない旨を記載した申告書を提出することができます。この、前年から異動がない旨を記載した申告書を「簡易な申告書」といいます。

簡易な申告書を提出する場合は、次のチェックリストをご確認ください。

※ 次の事項に1つでも該当する場合は、簡易な申告書を提出することができませんのでご注意ください。

- あなたや源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族^(注)などの住所又は居所が異動した
- あなたや源泉控除対象親族などの氏名に変更があった
- あなたや源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族などのマイナンバー(個人番号)に変更があった
- 源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族、16歳未満の扶養親族(以下「年少扶養親族」といいます。)に新たに該当することとなる(又は該当しなくなる)人がいる
- あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当することとなる(又は該当しなくなる)
- あなたや同一生計配偶者、扶養親族が(特別)障害者に該当することとなる(又は該当しなくなる)
- 源泉控除対象配偶者の所得の見積額が95万円超となる
- 控除対象扶養親族や年少扶養親族の所得の見積額が58万円超となる
- 特定親族の所得の見積額が58万円以下となり、特定扶養親族に該当することとなる
- 源泉控除対象親族の年齢の変動により控除の区分が変わる
例) 控除対象扶養親族が特定扶養親族や老人扶養親族に該当することとなる場合、特定扶養親族が23歳になったことにより控除対象扶養親族には該当するものの特定扶養親族に該当しなくなる場合
- 扶養控除の対象となる国外居住親族について、扶養控除の適用要件の区分が変わる
例) その国外居住親族の年齢が30歳に達することにより扶養控除の適用要件の区分が「38万円以上の送金を受ける人」に該当することとなる場合、扶養控除の適用要件の区分が「留学」に該当していた国外居住親族について、留学の事実がなくなったことにより「38万円以上の送金を受ける人」に該当することとなる場合
- 年少扶養親族が16歳になり控除対象扶養親族(源泉控除対象親族)に該当することとなる

(注)「源泉控除対象親族」とは、次の①又は②のいずれかに該当する人をいいます。

- ① 控除対象扶養親族
- ② あなたと生計を一にする親族(里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)のうち年齢19歳以上23歳未満で所得の見積額が58万円超100万円以下の人(このリーフレットにおいて「特定親族」といいます。)



上記のいずれにも
該当しない場合



上記の事項に1つでも
該当する場合

簡易な申告書を提出できます。

※ 令和7年8月末頃に申告書の記載例を公開予定です。
記載例の公開と併せて、二次元コードをご案内いたします。



簡易な申告書は提出できません。

※ 記載すべき事項を全て記載した申告書の提出が必要となります。

※ 令和7年8月末頃に申告書の記載例を公開予定です。
記載例の公開と併せて、二次元コードをご案内いたします。

※ 勤労学生控除や国外居住親族について扶養控除等を受ける場合は、扶養控除等申告書の提出とは別に、証明書類を勤務先に提出又は提示する必要があります。

※ 具体的な手続については、勤務先からの案内に基づいて行ってください。【簡易な扶養控除等申告書に関するFAQ】

◎ 簡易な申告書が提出できる場合など、簡易な申告書の詳細については「[簡易な扶養控除等申告書に関するFAQ](#)」をご覧ください。

